

現行の制度

【株主提案権の議決権数の要件】

- 取締役会設置会社においては、総株主の議決権の100分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権又は300個（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数）以上の議決権を6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主は、株主提案権を行使することができる（会社法第303条第2項前段、第305条第1項ただし書）。

令和元年会社法改正時における株主提案権についての検討状況

【株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置】

- 令和元年改正会社法において、一人の株主により膨大な数の議案が提出されるなど株主提案権が濫用的に行使される事例が見られたことを踏まえ、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、株主が同一の株主総会において提出することができる議案の数を制限する（提出することができる議案の上限を10とする）規定が設けられた（会社法第305条第4項）。

【株主提案権の議決権数の要件】

- 株主提案権の議決権数の要件については、令和元年会社法改正時の法制審議会の部会において、見直すべきとの意見が出されたものの、パブリックコメントにおいて反対意見が多かったことなどを踏まえ、見直しはされなかった。

見直しに反対する意見の主な理由

- 300個以上の議決権という議決権数の要件の削除又は引上げは、300個以上の議決権という絶対的な基準が設けられた趣旨に反し、個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうおそれがある
- 株主が提出することができる議案の数の制限に関する規定の新設によって株主提案権の濫用的な行使は一定程度排除することができると考えられるため、重ねて議決権数の要件を見直す必要性は乏しい
- 議決権数の要件の見直しを基礎付けるだけの立法事実がない 等

会社法制研究会での検討状況

- 令和元年会社法改正時の経緯も踏まえ、会社法制研究会（座長：神作裕之学習院大学法学部教授。委員：研究者、経団連、東証、日商、日弁連、日本投資顧問業協会、連合、関係省庁）においては、まずは議決権数の要件を見直すための立法事実の有無についての議論が行われた。
- 会社法制研究会においては、例えば以下のような様々な意見が出された。
 - ✓ 近時の株主総会において実際に稚拙な株主提案があった。
 - ✓ 投資単位の引下げが見込まれるため、投資単位の引下げに応じた議決権の個数の引上げの検討はできるのではないか。
 - ✓ 立法プロセスにおいて様々な立場から様々な意見があり得る論点であり、慎重に議論するべきである。